

水道料金（基本料金）の減免を延長します

昨今の世界情勢や円安に端を発した物価高の影響を踏まえ、村民及び事業者の皆様への支援目的に、村営水道加入者の水道基本料金の減免（4月～9月）を実施していますが、令和8年3月分まで減免期間を延長いたします。

木祖村長 奥原 秀一

【対象期間】

令和7年4月から令和8年3月検針分までの
12ヶ月分水道料金（基本料金のみ）

【減免内容】

水道の減免対象は以下のとおり基本料金部分となります。（特別給水は対象外）

【水道料金使用料】

基本料金		減免後	
月 額	基本料金 1,870円	月 額	基本料金 935円

【申請手続き】

今回の減免にかかる申請手続きは不要です。

4月検針分（口座振替令和7年5月25日引き落とし分・納付書令和7年5月15日発行分）から令和8年3月検針分（口座振替令和8年4月24日引き落とし分・納付書令和8年4月15日発行分）が減免の対象となります。

※別荘についても、住民登録をしている方が対象となり、現在の水道料金が一律で月額1,870円（年額22,440円）となるので、半額の月額935円（年額11,220円）が請求額となります。

※ご不明な点等ありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 木祖村役場 建設水道課 水道係
TEL：0264-36-2001